

ハイフィールド法律事務所 報酬基準 別紙1

報酬計算の基礎となる経済的利益は、次の基準により算定する。

1. 金銭債権 債権総額(利息及び遅延損害金を含む。)
2. 将来の債権 債権総額から中間利息を控除した額。
3. 継続的給付債権 債権総額の10分の7の額。但し、期間不定のものは7年分の額。
4. 賃料増減額請求事件 増減額分の7年分の額。
5. 所有権 対象たる物の時価相当額。
6. 占有権・地上権・永小作権・賃借権及び使用借権 対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
7. 建物についての所有権 建物の時価相当額にその敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
8. 建物についての占有権・賃借権及び使用借権 上記6で計算した額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
9. 地役権 承役地の時価の2分の1の額。
10. 担保権 被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
11. 不動産についての所有権・地上権・永小作権・地役権・賃借権及び担保権等の登記手続請求事件 上記5、6、9、10で計算した額。
12. 詐害行為取消請求事件 取消請求債権額。但し、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
13. 共有物分割請求事件 対象となる持分の時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額。
14. 遺産分割請求事件 対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲及びその相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
15. 遺留分減殺請求事件 対象となる遺留分の時価相当額。
16. 金銭債権についての民事執行事件 請求債権額。但し、執行対象物の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押え等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額)。
17. 上記基準で算定不能な場合 800万円。

訴訟事件等(訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件、仲裁事件)

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	8.640%	17.280%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	5.400%	10.800%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	3.240%	6.480%
	3億円を超える部分	2.160%	4.320%

- ※ 着手金の最低額を10万8,000円とする。
- ※ 調停事件等から訴訟事件等に移行する際の着手金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。
- ※ 支払督促事件または手形訴訟事件等から訴訟事件等に移行する際の着手金の額は、上記基準により算定された額と支払督促事件または手形訴訟事件等の着手金の額の差額とする。
- ※ 成功報酬金の額は判決、決定、審判等において認められた金額を経済的利益の額として計算する。
- ※ 相手からの請求を減額した場合の成功報酬金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

調停事件等(調停事件、示談交渉事件)

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	8.640%	17.280%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	5.400%	10.800%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	3.240%	6.480%
	3億円を超える部分	2.160%	4.320%

- ※ 着手金の最低額を10万8,000円とする。
- ※ 成功報酬金の額は調停または示談が成立した金額を経済的利益の額として計算する。
- ※ 相手からの請求を減額した場合の成功報酬金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

契約締結交渉

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	2.160%	4.320%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	1.080%	2.160%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	0.540%	1.080%
	3億円を超える部分	0.324%	0.648%

※ 着手金の最低額を10万8,000円とする。

支払督促事件

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	2.160%	4.320%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	1.080%	2.160%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	0.540%	1.080%
	3億円を超える部分	0.324%	0.648%

※ 着手金の最低額を5万4,000円とする。

※ 成功報酬金の額は支払督促申立後に交渉を要せずして回収できた金額を経済的利益の額として計算する。

※ 支払督促申立後に交渉を行う場合には、示談交渉事件の着手金及び成功報酬金が別途必要になる。

手形訴訟事件等(手形訴訟事件、小切手訴訟事件)

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	4.320%	8.640%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	2.700%	5.400%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	1.620%	3.240%
	3億円を超える部分	1.080%	2.160%

※ 着手金の最低額を5万4,000円とする。

※ 成功報酬金の額は判決において認められた金額を経済的利益の額として計算する。

※ 相手からの請求を減額した場合の成功報酬金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

境界関連事件(境界確定訴訟その他の境界に関する訴訟または境界に関する調停事件もしくは示談交渉事件)

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	8.640%	17.280%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	5.400%	10.800%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	3.240%	6.480%
	3億円を超える部分	2.160%	4.320%

※ 着手金及び成功報酬金の最低額をそれぞれ43.2万円とする。

※ 調停事件等から訴訟事件等に移行する際の着手金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

※ 成功報酬金の額は判決、調停において認められた金額を経済的利益の額として計算する。

※ 相手からの請求を減額した場合の成功報酬金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

民事保全事件(審尋または口頭弁論あり)

<input type="checkbox"/> (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	8.640%	8.640%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	5.400%	5.400%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	3.240%	3.240%
	3億円を超える部分	2.160%	2.160%

※ 着手金の最低額を10万8,000円とする。

- ※ 成功報酬金の額は保全命令において認められた金額(保全執行を要する場合には保全執行が成功した金額)を経済的利益の額として計算する。
- ※ 保全手続のみで目的を達成できた場合の成功報酬金は、上記基準により算定された額の2倍とする。
- ※ 相手からの請求を減額した場合の成功報酬金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

民事保全事件(審尋または口頭弁論なし)

□ (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	4.320%	4.320%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	2.700%	2.700%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	1.620%	1.620%
	3億円を超える部分	1.080%	1.080%

- ※ 着手金の最低額を10万8,000円とする。
- ※ 成功報酬金の額は保全命令において認められた金額(保全執行を要する場合には保全執行が成功した金額)を経済的利益の額として計算する。
- ※ 保全手続のみで目的を達成できた場合の成功報酬金は、上記基準により算定された額の2倍とする。
- ※ 相手からの請求を減額した場合の成功報酬金の額は、上記基準により算定された額の2分の1とする。

民事執行事件

□ (ご依頼の場合、☑)	経済的利益の額	着手金	成功報酬金
	300万円以下の部分	4.320%	4.320%
	300万円を超え3,000万円以下の部分	2.700%	2.700%
	3,000万円を超え3億円以下の部分	1.620%	1.620%
	3億円を超える部分	1.080%	1.080%

- ※ 着手金の最低額を5万4,000円とする。
- ※ 成功報酬金の額は回収できた金額を経済的利益の額として計算する。

会社・法人の倒産・整理事件

(ご依頼の場合)	内容	着手金	成功報酬金
□	自己破産事件	54万円以上	なし
□	自己破産事件以外の破産事件	54万円以上	一般民事事件の成功報酬金と同じ
□	特別清算事件	81万円以上	なし
□	任意整理事件	54万円以上	着手金と同じ
□	民事再生事件	108万円以上	着手金と同じ
□	会社更生事件	216万円以上	着手金と同じ

- ※ 着手金の内容は財務状況、利害関係人の数などに応じて定める。
- ※ 自己破産事件以外の破産事件においては、配当を受けた額を経済的利益の額として、一般民事事件と同様の方法により成功報酬金の額を算定する。
- ※ 任意整理事件においては、債権者との合意成立をもって成功とする。
- ※ 民事再生事件と会社更生事件においては、再生計画又は更生計画の認可決定確定をもって成功とする。

法律相談料

内容	相談料
一般市民からの法律相談	30分ごとに5,400円
企業からの法律相談	30分ごとに5,400円～16,200円

各種書類の取得代行

内容	取得1通あたりの手数料
登記事項証明書、登記事項要約書等の登記関連資料	1,080円
戸籍謄本、住民票など	2,160円
固定資産税評価証明書	3,240円
その他の資料	3,240円以上